

## 評価替え

### Q & A

Q・家屋の評価額はどうなるのですか？

A・家屋も土地と同様に、三年ごとに評価の見直しを行っています。そして、前年度より評価が下がればその価格を、逆に上がつた場合には、前年度の価格に据え置く措置が講じられてきました。

Q・地価が下がつているのになぜ大幅な評価替えをするのですか？

A・今までの土地の評価替えでは、地価が上がっているときでも、税負担を考慮して評価の上昇を極力おさえてきました。その結果三大都市圏の土地のように、地価が急激に上昇したところでは、実際の価格と固定資産税の評価額がかけはなれてしまい、また、全国的にも評価にばらつきが生じていました。

平成六年度の評価替えでは、このような点を見直し、全国的な評価の均衡化・適正化を図るため、地価公示価格や不動産鑑定士による鑑定評価価格など、客観的な評価額を基

にして評価することとされたためです。

メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の5%の増加、都市計画税が前年度の三三%減となっています。また、家屋についても三%の減少となっています。固定資産税、都市計画税も平成五年度に比べて少なくとも三%の減少となっています。

Q・わが家の土地、家屋の評価額がいくらになるのか知りたいのですが？

A・評価替え後の固定資産の評価額については、平成六年四月一日から四月二十日まで、税務課で固定資産課税台帳をお見せしていますので、お確かめください。

Q・どうして3年ごとに評価替えを行うのですか？

A・固定資産税は、固定資産の適正な時価を基礎として評価し、課税されるものです。ですから、本来であれば毎年評価替えを行い、課税すべきなのですが、膨大な量の土地、家屋について毎年評価を見直すことは実務的に不可能なことなどから、三年間評価額を据え置く制度、つまり、三年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

Q・土地の評価額が上がる」と、固定資産税も急に増えるのですか？

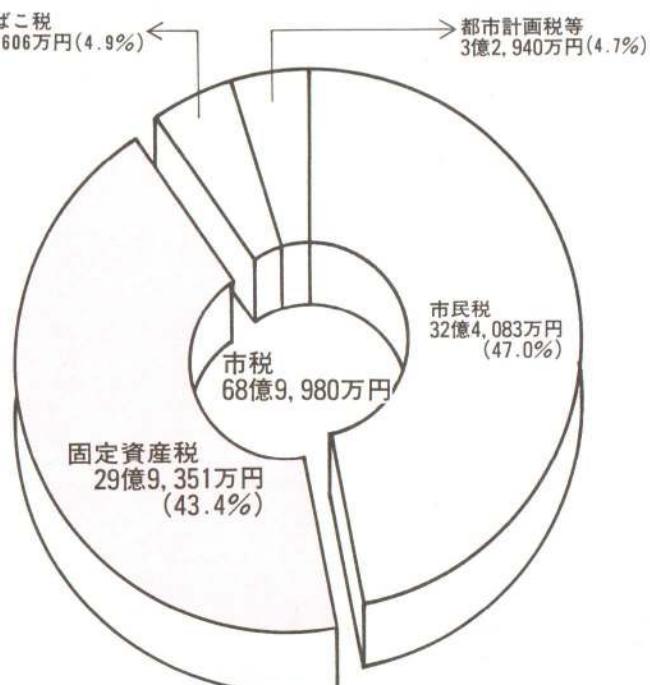
A・平成六年度の評価替えは、土地の評価の均衡化・適正化を図ることを目的としていました。その增加を極力抑制するため、土地、家屋をあわせた総合的な調整措置が講じられています。例えば、土地の評価が二倍に上がる住宅用地（二百平方メートル）

市の四年度決算では、全体の三一・三%が市税で、そのうち四三・四%が固定資産税です。つまり、市で使えるお金の約一四是、皆さんから納めていた固定資産税なのです。

固定資産税など市税は、街づくりやさまざまな行政サービスのための、重要な財源になっています。

ふるさとづくりに生かします  
あなたの固定資産税

平成4年度市税收入割合（現年度分）



固定資産税、都市計画税については  
総務部税務課 固定資産税係へお問い合わせください